

浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 38 号

浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年浜田市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 有給（会計年度任用職員（以下この表において「職員」という。）のうち、日額又は時間額により報酬が定められたものにあつては、無給）の項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。